

またまた大量の規程の 訂正が出されました！！

私たちは、この間、会社に対して「規程の訂正」を自己の時間ではなく、訂正に要する時間をハッキリと訓練等、勤務時間できるように訴え、申し入れも行ってきました。

しかし、これまで会社は、労働区分にもない「手待ち時間でして下さい」と一貫して主張してきました。

またまた今回も、大量の規程の訂正が出されました。
しかも、5月1日施行の規程を施行3日前の4月28日、営業揭示第15号で「新幹線車内放送文」、営業揭示第16号で「幹鉄運達第5号「新幹線車掌指導要領Ⅰ（執務関係）」の訂正です。

今回の訂正に関して営業助役は、「追々やって下さい」と言っています。つまり、期限を具体的に言っているものではありません。

以前、訓練の中で営業助役が、突然、規程の訂正を確認し、していない乗務員に、注意・指摘してきました。これは、自己の時間で会社の規程の訂正を強要することであり、誤った行為です。

まさか、今回の訂正も助役が、突然確認し、注意・指摘するのでしょうか！？

営業揭示で、業務指示している以上、キッチリ時間を付けてから確認しなければならないし、訂正に要する時間を付けないままなら「おとがめ」は、違法で許しがたい行為です！！

規程類の訂正は、訓練中 又は、超勤で行え！！